

愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成30年1月22日（月）午前10時～午前11時40分

2 場所

愛知県議会議事堂5階 大会議室

3 出席者

会長、委員、特別委員及び専門委員34名、森岡副知事、説明のために出席した環境部職員40名

4 審議の概要

(1) 開会

会長並びに委員及び特別委員36名中31名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

ア 事務局あいさつ

森岡副知事

イ 青木会長あいさつ

ウ 傍聴人について

青木会長が、2名から傍聴の申し込みがあり、これを許可したことを報告した。

エ 会議録の署名について

青木会長が、会議録の署名人として織田銑一委員及び渡邊美寿津委員を指名した。

(2) 議事

ア 審議事項

- 諮問事項「愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について」、事務局から説明を受けた。

この諮問事項については、青木会長が総合政策部会に付託した。

【質疑応答・要旨】

(木下委員)

家庭部門の削減について、昨年5月、国において冷房時28度の設定根拠が曖昧との問題があった。県の場合、設定温度は決まっているのか。細かなことではあるが、一般の家庭ではこうした温度設定から浸透させることが必要ではないか。

また、省エネのためにLED照明が普及しているが、省エネだからといって過剰に導入することは疑問である。まず、使い過ぎは良くないという考え方が必要ではないか。

(事務局)

冷房時の温度設定やLED照明導入については、新戦略に盛り込んでいる。ご意見は、具体的に新戦略を推進する際の参考にさせていただく。新戦略については、別の検討委員会において策定を進めているところである。本日は、新戦略を実効あるものとするために条例の見直しなどの議論をお願いしたい。

(鈴木委員)

気候変動の影響への適応策について、夏場の冷房と特に高齢者の健康への配慮についてはどのように盛り込まれているのか。

(事務局)

新戦略では、熱中症対策として記載している。新戦略を推進する中で詳細は検討するが、夏場の冷房と健康についてはバランスをとりながら取り組んでいく。

(夏原委員)

適応策には防災や熱中症もあるが、グリーンインフラの考え方を新戦略に盛り込んでどうか。

(事務局)

新戦略では、適応策について、各部局と連携協力を図るとしている。ご意見は、具体的に適応策を推進する際の参考にさせていただく。

(南委員)

県内の温室効果ガス排出量（2013年度実績）について、部門ごとに1990年度比の増減率が記載されているが、全体の割合や総量はどうか。また、家庭部門での排出量増加の原因が世帯数の増加によるという説明があったが、業務部門の排出量増

加の原因は何か。

(事務局)

県内全体の排出量は8,238万4千トン。うち産業部門が4,015万3千トンで約半分を占めている。業務部門はオフィスやコンビニの床面積の増加に伴い排出量が増加していると考えている。

(稲垣委員)

温室効果ガス排出量の現状値と目標値について、特に業務、家庭部門では乖離が激しい。本当に目標が達成できるか検証が必要である。国の削減目標は森林吸収源などを含んでいるが県はどうか。農林水産部と協議しながら森林管理なども含めるべきではないか。新戦略を作っただけにしないことが重要である。

(事務局)

目標削減率の高い業務部門や家庭部門では相当な努力をしていく。新戦略の推進にあたっては、全ての県民が自らの問題として取り組むことが重要だと考えている。

なお、目標削減率は吸収源対策を含めて26%としている。

(井村委員)

東京都や埼玉県ではキャップ&トレードを条例で導入している。野心的な施策として参考にしてはどうか。

(岡本委員)

家庭部門で47%削減を掲げているが本当にできるのか。無理のない可能な目標にすべきではないか。

温暖化対策における行政の役割として、コンパクトシティやエコモビリティといった大きな視点は新戦略に含まれているのか。

また、人口は減少しているが、世帯数が増加しているという説明があったが、少子化や高齢化についてはどう盛り込まれるのか。

(事務局)

家庭部門の47%削減は、電力の排出係数削減分を含めていることから、実際のエネルギー削減率は3割程度である。県民の削減努力など、条例の見直しに盛り込んでいきたい。

コンパクトシティやエコモビリティについては、新戦略に盛り込んでいる。今後、

新戦略に基づき、関係部局が協力して施策を進めていく。

少子高齢化については、様々な問題がある。県民には、省エネに向けた行動をわかりやすいかたちで広めていきたい。

まずは、新戦略を実効あるものとするために条例の見直しなどの議論をお願いしたい。

(渡邊委員)

生産性と利便性を追求した深夜労働や深夜営業と環境への取組への誘導とはギャップがある。こうした根本的な問題を見過ごすことなく戦略ができるか。ライフスタイルや働き方について関係者との連携も盛り込むべきではないか。

(事務局)

何がインセンティブになるか。生活を豊かにしつつ省エネを図る、コスト削減を図りながら生産を行うなど、温暖化対策と両立できるよう新戦略の推進の中で検討していく。

関係部局やステークホルダーとの連携については、新戦略の推進体制の中で具体的に取り組んでいく。

(伊藤委員)

家庭部門について、高齢者世帯が増加しているため、熱中症対策への配慮をお願いしたい。

- 諮問事項「指定希少野生動植物種の指定について」及び「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」、事務局から説明を受けた。

この諮問事項については、青木会長が自然環境保全部会に付託した。

【質疑応答・要旨】

(木下委員)

春日井市の自然環境保全活動推進員として毎月、山を巡回して希少種の保護に努めているが、イワナシの表示がある場所でイワナシがなくなっている。表示したり困うことで反対に希少種が採取されることがある。採取しようとする者に遭遇した場合、どのように対処したら良いか。

また、オオタカについて、県内の確認数はどうか。国が解除するからといって、県も解除する必要があるのか。

(事務局)

イワナシは、今回、指定希少野生動植物種に指定することで保全を図っていく。具体的な表示や違法行為への対処については地元の意見を伺っていく。不審な事案があれば、県尾張県民事務所や県自然環境課へ連絡されたい。

オオタカについては、県内 22 地点で調査を行っている。昭和 59 年は 22 地点中 2 地点で確認されていたが、平成 28 年には 22 地点中 15 地点で確認されている。

種の保存法によるオオタカの解除については、関東圏において、昭和 59 年に 300 ～489 羽確認されたものが、平成 17 年に 2,000 羽、平成 20 年に 6,000 羽と増えている。それ以降も関係者による調査がされているが、減少していることはない。

本県でオオタカが減少していることが確認されれば、愛知県絶滅危惧種等調査検討会の議論を踏まえ、レッドリストの見直しを行っていく。

(木下委員)

オオタカによるカラスの排除がテレビで放映されていた。オオタカがカラス対策として商売利用されかねない。オオタカの捕獲規制は厳しくすべきである。

(大石委員)

愛好家による採取について、違法な行為の周知をすることが重要である。大人になる前の子供の頃からの教育は行われているか。

(事務局)

県では環境学習副読本を作成しており、県内の小学校 4 年生全員（名古屋市は各小学校）に配布している。この中で希少種についても記載している。この環境学習副読本を各小学校で活用いただいているところである。

- 水質部会に付託された「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて」は、小嶋水質部会長から部会での審議結果について報告がなされた。審議会において審議したところ、部会報告について修正等の意見は無く、部会報告のとおり答申がなされた。

【質疑応答・要旨】

(木下委員)

鹿乗川の水域類型を見直さないのはなぜか。

(事務局)

鹿乗川は、平成 26 年度に上位類型（B 類型）の環境基準を達成していない。国の見直し要件である「5 年以上連続して上位類型を達成」に該当しないことから、今回は類型を見直さない。ただし、現行類型（C 類型）を連続して達成していることから、達成期間については「ロ」から「イ」へ見直した。

鹿乗川についても各種施策は行っている。平成 26 年度に上位類型の環境基準を達成しなかった理由までは判明していない。当該地域における合併浄化槽への移行などの取組を引き続き進めていく。

(南委員)

平成 19 年度及び平成 25 年度の矢作川上流（矢作ダムから明治用水頭首工まで）について、上位類型を達成していないのは、少雨やダム工事によるものか。

(事務局)

そのように考えられる。また、ダムで堰き止められている川のため、水量や滞留時間による内部生産による影響も考えられる。

(南委員)

BOD 以外の項目も調査しているか。

(事務局)

実施している。

イ 報告

「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化」及び「土壌汚染対策法の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例の改正」について、事務局から報告を受けた。

【質疑応答】

なし

(3) 閉会

以上

愛知県環境審議会委員 織田 銑一

愛知県環境審議会委員 渡邊 美寿津